

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

七飯町長 杉 原 太

記

七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

七飯町長 杉 原 太

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

七飯町国民健康保険税条例（平成 20 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。